

# 指摘事項

## 通所リハビリテーション

令和5年3月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

---

# ◎根拠条文

---

「条例」

鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年12月22日鳥取市条例第51号）

「予防条例」

鳥取市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成29年12月22日鳥取市条例第52号）

「老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号」

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

# ☆リハビリテーション会議の開催

---

- リハビリテーション会議が開催されていないので、開催すること。  
(条例第122条第4項、予防条例第90条第1号)

指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況等に関する情報を当該構成員と共有するよう努めなければなりません。

# ☆運動器機能向上加算

---

■運動器機能向上加算について、運動器機能向上加算の事後アセスメント結果を介護予防支援事業者に報告を行った際は、継続の可否及びその意見の記録を行うこと。（老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号 別紙1 第2の6（5））